

京都市職員の配偶者同行休業に関する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第119号

京都市職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市職員の配偶者同行休業に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員（京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）の配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第2条 条例第5条の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで、行財政局総務部総務事務センター長が管理するものをいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するために必要な書類の提出を求めることがある。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請)

第3条 前条の規定は、条例第6条第1項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の失効事由又は取消事由に該当することとなった場合の届出)

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を庶務事務システムを使用して市長に届け出なければならない。

(1) 当該配偶者同行休業に係る配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡した場合

(2) 当該配偶者同行休業に係る配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合

(3) 当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 条例第7条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

**第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消されたときを除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。**

**(給料月額の調整時期)**

**第6条 条例第9条に規定する別に定める日は、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（京都市職員給与条例施行細則第13条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日とする。**

**(補則)**

**第7条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、行財政局組織・人事担当局長が定める。**

#### **附 則**

**この規則は、平成27年4月1日から施行する。**

**(行財政局人事部給与課)**